

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期的健康管理の実施状況について

令和3年9月13日

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者の被ばく線量や健康診断結果等をデータベースに登録し、被ばく線量に応じたがん検診等を実施するなど緊急作業従事者の長期的健康管理^{※1}を実施しています。

※1 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日制定。平成27年8月31日改正。以下「大臣指針」といいます。）に基づいています。

1 登録証の送付状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」（以下「登録証」といいます。）を発行、送付しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,812 人（令和3年8月現在）のうち、現在までのところ、19,714 人（99.5%）に送付済みです。登録証を送付できていない98人のうち、死亡者や拒否者など45人を除く住所不明等53人に対しては、引き続き住所の確認を実施し登録証を送付していきます。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量（実効線量）が1年につき50mSvを超える緊急作業従事者（以下「特定緊急作業従事者」といいます。）に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」（以下「手帳」といいます。）を発行しています。

手帳は、特定緊急作業従事者 911 人（令和3年8月現在）のうち、申請があった891人（97.8%）に発行済みです。

3 大臣指針に定めるがん検診等^{※2}の実施状況

平成29年10月から令和3年3月末までの間における特定緊急作業従事者に対する大臣指針に定めるがん検診等の実施状況については表1、2のとおりです。令和元年10月から令和3年3月末までの期間で白内障に関する眼の検査の受診率が低下しているのは、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えが影響しているものと考えられますが、引き続き、対象者の方々に受診を勧奨してまいります。

※2 大臣指針は、緊急作業従事期間の被ばく線量が1年につき50mSvを超える緊急作業従事者に対して白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対してがん検診等をおおむね1年ごとに1回実施することを事業者に求めています（離職後は国が実施）。これらの検査結果は、本人の同意のもと厚生労働省に集められ、厚生労働省のデータベースに登録されます。

表1 大臣指針に定める白内障に関する眼の検査の実施状況

	令和元年10月から令和3年3月末まで ^{※3}	平成30年10月から令和元年9月末まで	平成29年10月から平成30年9月末まで
対象者数 ^{※4}	890人	898人	900人
実施者数 ^{※5}	436人	610人	608人
実施率	49.0%	67.9%	67.6%

※3 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※4 両側白内障手術済み（平成30年10月時点以降）、死亡、海外在住は除いています。

※5 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています。

表2 大臣指針に定めるがん検診の実施状況

	令和元年10月から令和3年3月末まで ^{※6}	平成30年10月から令和元年9月末まで	平成29年10月から平成30年9月末まで
対象者数 ^{※7}	173人	174人	174人
実施者数 ^{※8}	154人	151人	155人
実施率	89.0%	86.8%	89.1%

※6 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※7 死亡、海外在住は除いています。

※8 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています

「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について 令和3年9月8日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石真言)では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者の2名から、それぞれ咽頭がんの労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。
- 咽頭がんと放射線被ばくに関する医学的知見については令和3年9月に報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえた咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方にに基づき業務上外を判断することが適当。
 - ・咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。
 - ①被ばく線量が100mSv以上であること
 - ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
 - ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(喫煙、飲酒、EBウイルス)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者2名にそれぞれに発症した咽頭がんについて、それぞれ業務上との結論。(令和3年8月30日開催)

労災認定された事案について①

- 労働者は発症時60歳代の男性。
- 昭和52年4月～平成27年5月のうち約35年、放射線業務に従事。(東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事)
- 総被ばく線量 約199mSv [うち事故後の作業:約85mSv]
- 東電福島第一原発において原子炉の運転・監視業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における、がれきの撤去、原子炉への注水のためのホースの敷設業務等に従事。
- 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について②

- 労働者は発症時40歳代の男性。
- 平成8年5月～平成31年2月のうち約15年、放射線業務に従事。(東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事)
- 総被ばく線量 約386mSv [うち事故後の作業:約44mSv]
- 医療機関において放射線技師としてX線撮影業務に従事し、その後、全国の原子力発電所において作業員の被ばく線量管理等の業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における放射線量測定業務等に従事。
- 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病3件、甲状腺がん2件、肺がん1件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを7回、直接送付している。

※ 以上については、緊急作業従事者を含む東電福島第一原発事故後の作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意があり公表するもの。

婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算額：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算（手当月額の2.55月分）を新設**する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- 経験年数10年以上の者
研修修了者：月額45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算
研修未修了者：月額35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。
また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5／10（都道府県・市5／10）